

議案及び議事の概要

第102号議案 議事録の承認について

- ・ 令和6年2月28日開催の会議の議事録について審議し、原案どおり可決（承認）。

第103号議案 令和6年度奈良県・市町村土木職員採用共同試験実施計画について

- ・ 令和6年度に実施する職員採用共同試験の受験資格、試験種目、日程等の実施計画について審議し、原案どおり可決。

第104号議案 一般職の任期付職員の採用に係る承認について

- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項及び第3項の規定に基づき、知事から請求があった職員の採用の選考案（対象者は万葉文化館業務2名（任期は3年1名、1年1名）、高等技術専門校業務2名（任期はいずれも2年）、吉野保健所業務1名（任期は1年））について専門的な知識経験、期間を限って従事させる必要性等を確認の上審議し、原案どおり可決（承認）。

第105号議案 一般職の任期付職員の任期の更新に係る承認について

- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第1項及び第3項の規定に基づき、知事から請求があった職員の任期の更新案（対象者は高等技術専門校業務4名、中和保健所業務1名、更新期間はいずれも2年間）について更新を必要とする理由を確認の上審議し、原案どおり可決（承認）。

第106号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条による特例承認について

- ・ 令和6年4月1日付け採用予定者の初任給決定について、①及び②の職について知事から、③の職について教育長から同規則第44条に係る特例承認の申請があったもの
- ・ ①なら歴史芸術文化村事業推進課主幹職（職員の任用に関する規則第8条第5号（職員の任用に関する細則第2条第2項に定める職）による採用）
- ・ ②県立美術館学芸課長職（職員の任用に関する規則第8条第5号（職員の任用に関する細則第2条第2項に定める職）による採用）
- ・ ③教育次長（職員の任用に関する規則第8条第1号による採用）
- ・ 上記の採用予定者の初任給決定について、これまでの経験やその年数、年齢、部内の他の職員との均衡を踏まえ審議し、原案どおり可決（承認）。

第107号議案 職員の採用の選考について

- ・ 職員の任用に関する規則第8条第1号、第5号の規定に基づき、知事から請求（第1号6名（国からの割愛採用4名、地方独立行政法人からの割愛採用2名）、第5号30名（職員の任用に関する細則第2条第2項に定める職）、教育長から請求（第1号1名（国公立大学法人からの割愛採用））があった職員の採用の選考案について職務遂行能力・適性又は任命権者による選考試験の結果を確認の上審議し、原案どおり可決（合格決定）。

第108号議案 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第44条による特例承認の変更について

- ・ 採用試験の見直しに伴い知事から初任給決定について、同規則第44条による特例承認の変更申請があったもの
- ・ 「I種試験（総合職に限る。）」、「奈良県職員社会人採用試験」、「国家公務員試験合格者試験」及び「公務員経験者試験」により県職員として採用されることとなった者の初任給決定における採用前歴の算定は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条の規定によらないでできること
- ・ 令和6年4月1日から施行すること
について審議し、原案どおり可決（承認）。

第109号議案 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

第110号議案 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

第111号議案 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ いずれも令和5年度人事委員会勧告を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行うための規則改正について知事から依頼があったものであり、あわせて審議。
- ・ 第109号議案については、勤勉手当の額、支給割合、期間率、勤務期間、成績率等についての規定を整備するもの
- ・ 第110号議案、第111号議案については、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正に伴い所要の規定整備をするもの
についての説明の後審議し、原案どおり可決。
- ・ なお、改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則第16条に規定する成績率の区分については、成績上位者の人事評価結果を反映する仕組みにすることが今後の課題であるとの意見が出された。

第112号議案 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について知事より依頼があったもの
- ・ 警察職員が行う犯罪被害者等に対するカウンセリング業務を特殊勤務手当の支給対象とするため、第10条第1項の警察職員の手当に
- ・ 「犯罪被害者等支援作業」を追加すること
- ・ 日額500円とすること
について審議し、原案どおり可決。

第93号議案 審査請求について（継続審議）

- ・ 次回以降も継続して審議していくこととした。

第97号議案 職員の任用に関する細則の一部改正について（継続審議）

- ・ 第8号様式（採用に関する照会に応じなかった場合の留意事項）の修正案について
審議し、原案どおり可決。

第22号報告 採用選考試験（美術工芸技術者）（追加募集）の結果報告について

- ・ 人事課が実施した採用選考試験（口述試験）の結果について報告があった。

以上